第62号　平成29年3月3日発行

公益認定等委員会だより

内閣府

内閣府公益認定等委員会 発行

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続については「公益法人information」を御覧ください
https://www.koeki-info.go.jp/

８回目となりました法人訪問では、公益財団法人二十一世紀職業財団への訪問の様子を紹介します。（関連記事２ページ）
事業計画の立案及び定期提出書類の留意事項についてまとめました。（関連記事４～５ページ）

4月30日の「図書館記念日」ポスター

公益法人の活動紹介
■公益社団法人 日本図書館協会

※詳しくはP.3を御覧ください。

目　次

一般の皆様

■P.2「法人との対話」法人訪問（第8回）
公益財団法人二十一世紀職業財団

■P.3法人の活動紹介
公益社団法人 日本図書館協会

法人の皆様

■P.4事業計画の立案及び定期提出書類の留意事項
(1) 公益法人
(2) 一般法人

■P.6申請サポートに関する情報・その他お知らせ
（公益認定申請サポート・法人運営相談やテーマ別セミナーの開催等の日程についてお知らせいたします。）

バックナンバーも是非ご覧ください。
ホームページ「公益法人information」で「公益認定等委員会だより」をクリック。

ホームページで　**公益法人の検索**　ができます
寄附先等の検索に御利用ください
～検索画面の出し方～
ホームページ「公益法人information」で「公益法人とは」をクリック後、「公益法人等の検索」をクリック

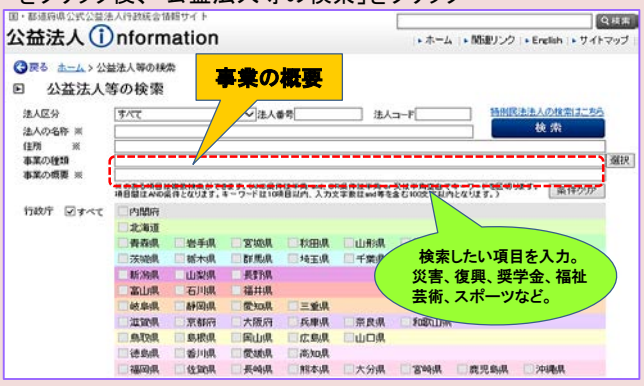

2月末現在の法人数等

		公益法人数	税額控除法人数	一般法人数（注）
内閣府	社　団	798	120	762
	財　団	1,617	318	889
都道府県	社　団	3,354	112	4,534
	財　団	3,703	437	3,022
合　計		9,472	987	9,207

(注) 公益目的支出計画実施法人

（平成29年2月28日現在）

「法人との対話」法人訪問（第８回）

公益財団法人 二十一世紀職業財団

1986年の財団発足以降、30年以上にわたって働く女性の支援事業やハラスメント防止関連事業等に尽力し、2013年より公益財団法人として活動を開始。

法人公式HP：http://www.jiwe.or.jp/

２月６日（月）、内閣府公益認定等委員会の山下委員長、小森委員長代理、小林委員、西村委員及び惠委員が（公財）二十一世紀職業財団（以下、「財団」といいます。）を訪問し、岩田代表理事・会長、髙松業務執行理事・事務局長等の方々と法人の事業活動や法人運営などに関する意見交換を行いました。

岩田代表理事・会長、髙松業務執行理事・事務局長からは、財団の活動について、下記3つの財団の強みを生かして、ダイバーシティ・マネジメントの推進と働きやすい職場作り（ハラスメント防止）に向け、セミナー、相談・助言等の様々な事業を実施していることを御紹介いただきました。

①30年以上の歴史と公益法人であることから生まれる信用
②専門性の高さ
③中小企業等にも利用してもらいやすい価格設定

さらに、女性活躍事業に関して最近は管理職対象の研修（女性部下の育成）が増加していること、契約企業の従業員からのハラスメントに関する相談に対応する相談窓口やハラスメント事案が発生した際に専門家が事案解決をサポートするサービスを提供していることなども御説明いただきました。

■事業概念

ダイバーシティを推進する
- ●女性の意識啓発
- ●管理職の意識改革
- ●両立支援
- ●働き方改革

働きやすい職場を作る
～ハラスメントのない職場
- ■社員啓発
- ■体制整備
- ■事案解決
- ■人材育成

意見交換では、今後の事業活動について、現在の活動の土台があるところの周辺を拡大しようと考えており、例えば、従来の仕事と育児の両立から仕事と介護の両立へ、ハラスメントに関してはセクシュアル・ハラスメントに加え、マタニティ・ハラスメント、パタニティー・ハラスメント、LGBTなどを視野に入れているとのことでした。

また、ハラスメント防止事業については労働環境を脅かすようなハラスメントをどのようにすればなくせるか、という意識の下活動していること、女性活躍に関する現在の課題としては労働時間と転勤の問題のために管理職になりたいという女性が少ないことなどをお話しいただきました。

さらに、年々地方の賛助会員が減少してきていることから会費収入が減少している一方で、公益目的事業のみを実施しており単年度で収支を合わせることは難しいため、長期的なスパンで見てもらいたいとの御意見を伺いました。委員からは、中長期的に収支が均衡するかを確認しているので、翌々年度の解消も可能であることや特定費用準備資金の活用等について紹介するとともに、個人・法人からの寄附の拡大についての意見も交わされました。

財団の役員・職員の皆様方からは、理念と熱意を持って、ダイバーシティ・マネジメントの推進や働きやすい職場作りに取り組まれている御様子が感じられ、委員会の委員にとっても勇気づけられる訪問となりました。

御協力いただいた財団の皆様、ありがとうございました。

●当日の概要は「公益法人information」に掲載しておりますので、どうぞ御覧ください。
掲載ＵＲＬ：https://www.koeki-info.go.jp/commission/houmon.html

次回訪問は初夏の予定です。
決まり次第「公益法information」等でお知らせします。

公益社団法人 日本図書館協会

法人公式ホームページ：http://www.jla.or.jp/

公益法人の活動紹介

概要

公益社団法人日本図書館協会（以下「JLA」という。）の前身である「日本文庫協会」は、1892（明治25）年3月、25名の図書館人によって結成されました。アメリカ、イギリスに次いで世界で3番目に設立された歴史ある団体です。以来120年以上にわたり、日本の図書館を代表する総合的な全国組織として、図書館の成長・発展に寄与する活動を展開しています。全国の図書館員、図書館を支える方々などの個人・施設をあわせて約6,000の会員を擁しています。

会員は、公共図書館部会、大学図書館部会、短大・高専部会、学校図書館部会、専門図書館部会、図書館情報学教育部会のいずれかに所属し、各部会が行う活動に参加できます。また、「図書館政策企画委員会」「図書館の自由委員会」「障害者サービス委員会」「分類委員会」など23の委員会があり、会員が専門的な立場で活動しています。

主な活動内容

全国図書館大会の展示風景
（2016年10月16日）

機関誌
『図書館雑誌』（月刊）の表紙

1 図書館員の育成・研修

・「全国図書館大会」の開催。公立図書館職員向けの「図書館基礎講座」及び「中堅職員ステップアップ研修」の実施。テーマごとの研修として「児童図書館員養成講座」「障害者サービス担当職員講座」など各種研修の実施。

・「日本図書館協会認定司書制度」＝図書館の実務経験や、実践的知識・技能を継続的に修得したと認められる者を、公共図書館の経営の中核を担いうる司書として公的に認定。

2 図書館にかかわる情報の収集と提供

・機関誌として『図書館雑誌』（月刊）及び『現代の図書館』（季刊）を発行。

・『日本の図書館　統計と名簿』及び『図書館年鑑』を毎年発行。

・図書館協会資料室の運営。

3 図書館の運営サービスのための調査、ツールの作成

・『日本十進分類法』
『日本目録規則』
『基本件名標目表』の維持管理。

・「JLA図書館情報学テキストシリーズ」「図書館実践シリーズ」の刊行など。

4 その他

国際交流、関係団体との交流、図書館政策に係る提言など。

＜図書館とまちづくり＞

公共図書館部会では、昨年全国の図書館設置自治体にアンケートを行い、まちづくりや地域振興のための事業を行っているか調査をしました。

回答のあった1049自治体のうち、まちづくりに役立っている事業を行っていると答えた自治体は、500近くに上りました。公共図書館部会は、ホームページ※上で回答のあった事業内容を公開しています。

※）http://www.jla.or.jp/tabid/272/Default.aspx

自治体の総合計画等における図書館政策の位置づけアンケート結果

地域	図書館設置自治体数	アンケート回答数	まちづくり等事業実施自治体数	まちづくり等事業検討中自治体数	総合計画等掲載自治体数	うち地方創生総合戦略に掲載自治体数	総合計画等検討中自治体数
北日本	246	191	85	8	118	12	5
関東	408	288	138	10	200	19	6
東海北陸	160	143	69	8	98	18	6
近畿	161	130	63	4	90	15	10
中国四国	177	131	58	13	80	14	4
九州	209	166	84	11	103	10	8
合計	1,361	1,049	497	54	689	88	39

図書館の地域振興事業例

ビジネス関連セミナー・講座・連携事業
ビジネス支援事業
経営・起業相談会
就労支援サービス
宿泊事業所への図書の団体貸出
農業支援サービス

まちじゅう図書館

〇市内の店舗やオフィスなどのスペースにスタッフのお気に入りの本を展示し、訪れた人に自由に読んでもらい、本を通じた会話を楽しむ図書館。平成25年から事業を開始し、現在50店舗（H28.8）の登録がある。各店舗で読書に関するイベントを開催している。
〇町内の酒屋、銀行、カフェなどの一角に本を置き、訪れる人と本を介して交流する。

図書館講座～家庭菜園から農業まで～

〇農業を支援するため野菜づくりや農産物の直売に関することを学ぶ。
〇農業者と消費者、関係団体等が情報交換を行う場の提供。
〇隣接する畑で児童が販売体験をするための協力。
〇農業初心者でも親しみやすい農業資料の提供。
〇データベースの利活用促進のための操作講習会の実施。

事業計画の立案及び定期提出書類の留意事項

（１）公益法人
次期事業計画の立案に当たっての変更認定申請・変更届出に関する留意事項

次期事業計画の立案に当たり、新しい事業の実施や、既存の事業内容の変更・廃止など、新年度において、これまで実施してきた事業内容とは異なる事業活動を計画する場合には、公益認定法に基づき、行政庁に対して変更手続が必要となる可能性があります。

具体的には、〇「公益目的事業の種類若しくは内容の変更」又は
〇「収益事業等の内容の変更」の場合

〇公益認定申請の際に提出した申請書の記載事項に変更がある場合

〇最新の変更認定申請の際の申請書に変更が有る場合

（以下単に「申請書」といいます。）

＜変更手続＞

①変更認定申請
又は
② 変更届出

どちらかの変更手続が必要になります。

（例外的に、変更内容が事業の日程や財務数値など毎年度変動することが一般的に想定されるような事項の場合を除きます。）

①変更認定申請のケース

公益目的事業の内容の変更例

例えば、次の場合には、改めて公益性の判断を行う必要がありますので、**変更認定申請**が必要になります。

- 〇　申請書に記載の公益目的事業（事業番号）を統合・再編・廃止する場合
- 〇　新たな事業番号を付して、公益目的事業を追加する場合
- 〇　申請書に記載の公益目的事業（一の事業番号内）の一部の追加・変更・廃止の場合において、事業の公益性の判断に影響が及ぶ場合

＜例えば＞

- 申請書のチェックポイントの事業区分を異にする事業を追加する場合
- チェックポイントの区分は同じであっても、チェックポイントにおける説明が異なる事業を追加する場合　等

※　収益事業等の内容を変更する場合においても、公益目的事業の実施に支障が出ないか、公益目的事業比率が50%を割り込むことはないか、法人の財政基盤に影響がないかなど、公益認定基準適合性を判断するため、原則として変更認定申請が必要になります。

②変更届出のケース

申請書の記載事項に変更がある場合においても、公益目的事業の公益性についての判断が明らかに変わらない場合は、変更認定申請の必要はなく、変更届出を提出して下さい。

事例

〇事業目的に照らして当該公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合
〇チェックポイントの事業区分が変わらず、かつ、チェックポイントに沿った説明に実質的な変更がない場合
〇申請書に参考情報として記載されているに過ぎない事項の変更と考えられる場合　等

「変更認定・変更届出ガイド」

変更認定申請が必要な場合又は変更届出でよい場合の判断に関する基本的な考え方については、平成29年1月に公表した「変更認定・変更届出ガイド」に詳細を記載していますので、貴法人において実施している事業内容を変更しようとする場合には参考にしてください。また、判断に迷う場合には行政庁にお気軽にご相談ください。

https://www.koeki-info.go.jp/administration/pdf/201701_henkounintei_todokede_guide.pdf

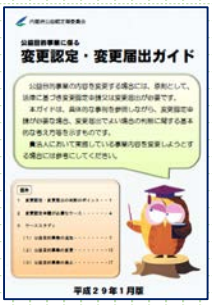

（２）一般法人
公益目的支出計画実施報告書に多い記載誤り

毎年度、提出いただいている公益目的支出計画実施報告書において多く見受けられる記載誤りと正しい記載方法を紹介します。公益目的支出計画実施報告書の作成に当たって、ご留意ください。

例１ 「公益目的財産額」の計画額と実績額が相違していた。

○「計画」額と「実績」額は、必ず同額を記載してください。

○「計画」額と「実績」額とも、移行の登記後に提出した確定後の公益目的財産額を記載してください。

○誤って確定前の申請時の金額や前年度の公益目的財産残額としないようご留意ください。

例２ 当該事業年度の「計画」額が過去の実績が含まれた額となっていた

○「計画」欄には、当該事業年度の計画額に過去の実績額を加えた金額とせず移行認可時（確定時に変更があれば変更後）の計画額をそのまま記載してください。

○変更認可を行った場合は、当該事業年度以降、「計画」欄に認可後の「計画」額としてください。

○最終事業年度の公益目的財産残額の計画額がマイナスとなってしまう場合でもそのまま記載してください。

例1）公益目的財産額は、申請時の額ではなく確定後の額を「計画」及び「実績」欄に記入

（事例）
公益目的財産額（申請時） 250
公益目的財産額（確定時） 200
公益目的支出計画期間 10年
毎年度の公益目的支出計画額 20（支出60、収入40）

例2）公益目的収支差額②の計画には、前年度の実績額を含まず、当初の計画額の累計額

例3）単年度の公益目的収支差額ではなく、当初事業年度から当該事業年度末日までの累計額

例4）公益目的収支差額②がマイナスとなり、公益目的財産額を超えても公益目的財産額が上限

【別紙２：公益目的支出計画実施報告書】

	前事業年度（1年目）		当該事業年度（2年目）		翌事業年度（3年目）	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
公益目的財産額①	200	200	200	200	200	200
公益目的収支差額②	20	10	40	20	60	△ 30
公益目的支出の額	60	50	60	40	60	50
実施事業収入の額	40	40	40	30	40	100
公益目的財産残額①-②	180	190	160	180	140	200

例３ 「公益目的収支差額」が当該事業年度の公益目的収支差額となっていた。

○当初事業年度から当該事業年度までの累計額を記入してください。

○公益目的財産残額は、単年度の収支に左右されないよう、当該事業年度の公益目的収支差額ではなく当初事業年度から当該事業年度までの累計額を用いて算定する必要がありますのでご留意ください。

例４ 「公益目的財産残額」が公益目的財産額を超えていた。

○公益目的収支差額がマイナス（収入が支出を上回る）となって公益目的財産残額が公益目的財産額を上回る場合には、「公益目的財産残額」は公益目的財産額と同額となります。これは、公益目的財産残額が移行時の公益目的財産額を上回らないこととされているためです（整備法施行規則第23条第1項）。

○仮に計画年数の経過に伴い公益目的財産残額が減少したとしても、ある事業年度の実施事業収入が公益目的支出の額を上回った場合には、公益目的財産額を上限として、公益目的財産残額が増加しますのでご留意ください。

※詳しくは「公益法人information」各種様式の手引きを御参照ください。

定期提出書類の手引き

公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話　03－5403－9557
FAX　03－5403－0231
メール　sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話　03－5403－9669
時間　平日10時～16時45分

■公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。
３月の予定は下記のとおりです。

①京都府京都市で開催
日時：3月6日（月）13:00～16:50
場所：京都府職員福利厚生センター3階（京都府庁内）
締切ました

②東京都千代田区で開催
日時：3月16日（木）13:00～16:50
場所：アーバンネット大手町ビル6階
申込〆切 3月7日（火）17時

（※詳細は「公益法人information」を御覧ください。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話　03－5403－9586
FAX　03－5403－0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。
※謝金は不要です。

お知らせ

内閣府では、Facebook、Twitter、メールマガジンを通じた情報発信を行っています。「公益法人information」トップページに掲載されている画像をクリックして御覧ください。

内閣府公益法人 Facebook　内閣府公益法人 Twitter　内閣府公益法人 メールマガジン

公益法人探訪記

～全国各地の公益法人の活動紹介～

「内閣府公益法人Facebook」で全国各地の公益法人を御紹介し、国民・市民の皆様に広く情報をお届けすることにより、様々な公益活動への理解や支援の輪を広げる活動を行っています。
どのような活動分野でも結構ですので、公益法人の皆様は、是非投稿をお願いします。認定行政庁はいずれでも結構です。
なお、当該記事上で、行政庁による認定を受けている新規事業の紹介や公募案内を行うこともできます。どうぞ御活用ください。

投稿の御案内

「公益法人information」トップページ
https://www.koeki-info.go.jp/index.html
内閣府からのお知らせ
平成28年10月18日 ▶「公益法人探訪記」の投稿案内
＜公益法人の方は是非投稿ください＞　をクリック

■次回のテーマ別セミナーの開催内容は検討中
詳細が決まりましたら「公益法人information」に掲載します。

募集 ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集！

公益認定等委員会の広報誌（月１回発行）及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っています。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください！
現在多数の法人活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

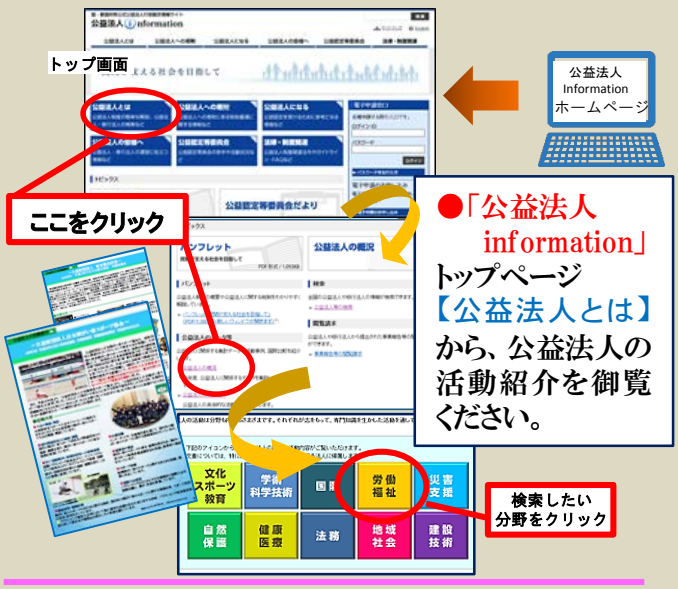

■問い合せ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係
電　話：03-5403-9524
e-mail：koueki-info@cao.go.jp

※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。